

# 公益財団法人山梨県体育協会評議員選定委員会設置・運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山梨県体育協会（以下「本協会」という。）定款第12条の規定に基づき評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関することを定めることを目的とする。

## (設置及び任務)

第2条 本協会に、選定委員会を設置する。

2 選定委員会は、本協会の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。

## (選定委員会委員)

第3条 選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成し、うち1名を選定委員会委員の互選により議長とする。

2 選定委員会の外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1)この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2)過去に前号に規定する者となったことがある者

(3)前各号に該当する者の配偶者、三親等内の親族又は使用人（過去に使用人となった者も含む。）

3 選定委員会委員は会長が理事会の承認を経て委嘱する。

4 選定委員会委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。

また、辞任又は任期満了においても、第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## (招集)

第4条 選定委員会は会長が招集する。

## (選任方法及び議決)

第5条 選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

2 評議員会が推薦する候補者は、各加盟団体から推薦された者とする。

3 選定委員会は、理事会又は評議員会の推薦に基づき提出された評議員各候補者案について審議し、決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(情報提供)

第6条 会長は、選定委員会における前条第2項の審議にあたり、次の各号の情報を委員に提供しなければならない。

- (1) 評議員候補者の経歴
- (2) 評議員候補者を候補者とした理由
- (3) 評議員候補者と本協会及び役員等（理事、監事及び現行寄附行為上の評議員）との関係
- (4) 評議員候補者の兼職状況

(議事録)

第7条 選定委員会は議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した選定委員会委員全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。